

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:農業生物資源研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
農業生物資源ジーンバンク事業平成24年度委託事業	石毛 光雄 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成24年4月2日	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	会計規程第37条第1項第1号	-	174,497,000	-	-	農業生物資源ジーンバンク事業は、当法人を含む6独立行政法人が共同で実施している事業共同実施機関であるため。	19	
農業生物資源ジーンバンク事業平成24年度委託事業	石毛 光雄 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成24年4月2日	独立行政法人種苗管理センター (茨城県つくば市藤本2-2)	会計規程第37条第1項第1号	-	39,664,000	-	-	農業生物資源ジーンバンク事業は、当法人を含む6独立行政法人が共同で実施している事業共同実施機関であるため。	19	
農業生物資源ジーンバンク事業平成24年度委託事業	石毛 光雄 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成24年4月2日	独立行政法人家畜改良センター (福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1)	会計規程第37条第1項第1号	-	21,217,000	-	-	農業生物資源ジーンバンク事業は、当法人を含む6独立行政法人が共同で実施している事業共同実施機関であるため。	19	
農業生物資源ジーンバンク事業平成24年度委託事業	石毛 光雄 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成24年4月2日	独立行政法人農業環境技術研究所 (茨城県つくば市観音台3-1-3)	会計規程第37条第1項第1号	-	9,368,000	-	-	農業生物資源ジーンバンク事業は、当法人を含む6独立行政法人が共同で実施している事業共同実施機関であるため。	19	
農業生物資源ジーンバンク事業平成24年度委託事業	石毛 光雄 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成24年4月2日	独立行政法人国際農林水産業研究センター (茨城県つくば市大わし1-1)	会計規程第37条第1項第1号	-	2,119,000	-	-	農業生物資源ジーンバンク事業は、当法人を含む6独立行政法人が共同で実施している事業共同実施機関であるため。	19	
産業医委託契約	石毛 光雄 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成24年4月2日	三輪谷 博史 (茨城県土浦市国分町7-6)	会計規程第37条第1項第1号	-	1,200,000	-	-	当所の事業活動及び継続的な健康問題等を把握している相手方以外では対応することができず、競争を許さないことから、当所の産業医に選任したものである。	19	
放射線育種場造成圃場追加工事	石毛 光雄 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成24年4月11日	増子建設(株) (茨城県常陸大宮市南町267)	会計規程第37条第2項 契約事務実施規則第28条第2項	86,209,200	85,890,000	99.6	-	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
放射線育種場ガンマールーム線源交換等業務	石毛 光雄 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成24年5月28日	公益社団法人日本アイソトープ協会 (東京都文京区本駒込2-28-45)	会計規程第37条第1項第1号	-	53,000,000	-	-	公募公告を行ったが、参加意思表明書の提出が左記相手方のみであったため。	19	
農業生物先端ゲノム研究センターシステム運用支援業務	石毛 光雄 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成24年5月28日	日本アドバンス・テクノロジー(株) (神奈川県鎌倉市上町屋228)	会計規程第37条第2項 契約事務実施規則第28条第2項	-	41,895,000	-	-	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約について「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」